

第 6 分野

男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援
と多様性を尊重する環境の整備

第5次男女共同参画基本計画 中間年フォローアップについて

1. 5次計画及び女性版骨太の方針 2023 における中間年フォローアップの位置づけ

○「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」

(令和2年12月25日閣議決定)(抄)

・5次計画の成果目標の達成状況について、EBPMの観点を踏まえ、中間年にフォローアップ及び点検・評価を実施する。その結果も参照しながら、必要に応じ内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べるなど、更なる取組を促す。

○「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023 (女性版骨太の方針 2023)」

(令和5年6月13日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定)(抄)

・令和5年が5次計画の中間年に当たる。計画に定める成果目標の着実な達成に向け、全ての成果目標につき現在の進捗状況を把握した上で、残る計画期間内に取り組むべき事項について検討を行う。

2. 中間年フォローアップの考え方

○成果目標の達成状況については、計画策定時の数値から目標値との差の1/2以上に達しているかを基本とする。

A: 5次計画の成果目標値、B: 計画策定時の数値、C: 最新値とし、
計画策定時の数値～目標値との差の半分(5年分の2.5/5進捗した場合の値) ※ $\leq C$
の場合を基本とする。

※ $B + (A - B) \times 1/2$

○上記を基本とし基準に未達である成果目標について次頁以降のフォローアップシートを作成するとともに、目標値が「〇以上(毎年度)」となっている成果目標についても、目標に未達の年度がある場合フォローアップシートを作成している。また、成果目標が策定されていない、又は5次計画期間中に改定の可能性がある成果目標についても、関連施策の進捗状況を確認するため、フォローアップシートを作成している。

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

<成果目標>

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標（期限）
弁護士によるひとり親の養育費相談の実施	94 都道府県市 (全体：101 自治体) (2018 年度)	107 都道府県市 (2021 年度)	全都道府県・政令市 ・中核市 (2024 年度)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に向けた課題	今後の対応方針
<p>養育費の取決め等を促進するため、動画やパンフレット等による効果的な周知・啓発を行う。養育費相談支援センターや地方自治体における養育費の相談支援について、多様な方法での提供や、身近な地域での伴走型の支援、専門的な相談を更に充実・強化するとともに、離婚前後親支援モデル事業を拡充し、弁護士等による支援を含めた離婚前からの親支援の充実や、関係部署の連携強化を含めた地方自治体の先駆的な取組への支援を実施する。また、実効性の高い法的支援・解決の在り方等について分析を行うための自治体と連携したモデル事業の実施等の実証的な調査研究や、国民各層の声を幅広く聴くためのシンポジウムの開催等によって、養育費の支払確保に向けた調査・検討を進めるとともに、養育費制度を見直すための法改正を検討する。第三者から債務者の財産に関する情報を取得する手続を新設するなどした民事執行法の改正法が、令和2（2020）年4月に一部の規定を除き施行されたため、関係機関等への周知をする。さらに、改正法の附帯決議を踏まえ、公的機関による養育費の請求権の履行の確保に関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査を行う。また、資力の乏しい者でもこれ</p>	<p>○予算 母子家庭等対策総合支援事業費 令和5年度予算 162億円の内数</p> <p>○活動実績 ・養育費等相談支援事業 2021年度実施自治体（都道府県・政令市・中核市） 107自治体 ・離婚前後親支援モデル事業 2021年度実施自治体（都道府県・政令市・中核市） 50自治体</p>	<p>希望する全てのひとり親世帯が養育費を受領できるようにすることが重要であるとの考えの下、全都道府県、政令市、中核市での養育費等相談支援事業の実施を成果目標としているが、同事業は、各自治体の判断で実施する事業である。このため、全ての自治体において同事業を実施いただけるよう、事業の必要性等を全ての自治体に理解していただくことが課題である。</p>	<p>自治体担当者会議や主管課長会議における全国のひとり親施策担当者や主管課長に対する行政説明や、養育費の履行確保等に関する取組事例集の作成等により、全ての自治体に対し、養育費等相談支援事業の必要性等の理解を促していく。</p>

<p>らの手続を円滑に利用できるようにするため、法律相談援助や弁護士費用等の立替えを行う日本司法支援センター（法テラス）の民事法律扶助について、関係機関等への周知に努める。安全・安心な面会交流のための具体策を検討する。子供の最善の利益を図る観点から、父母が離婚した後の子の養育の在り方について、引き続き必要な検討を進める。</p>			
---	--	--	--

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

<成果目標>

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標（期限）
弁護士によるひとり親の養育費相談の実施	94 都道府県市 （全体：101 自治体） （2018 年度）	107 都道府県市 （2021 年度）	全都道府県・政令市 ・中核市 （2024 年度）

5次計画における施策	取組の進捗・評価 （含. 予算・活動実績・アウトカム）	目標達成に 向けた課題	今後の 対応方針
<p>養育費の取決め等を促進するため、動画やパンフレット等による効果的な周知・啓発を行う。養育費相談支援センターや地方自治体における養育費の相談支援について、多様な方法での提供や、身近な地域での伴走型の支援、専門的な相談を更に充実・強化するとともに、離婚前後親支援モデル事業を拡充し、弁護士等による支援を含めた離婚前からの親支援の充実や、関係部署の連携強化を含めた地方自治体の先駆的な取組への支援を実施する。また、実効性の高い法的支援・解決の在り方等について分析を行うための自治体と連携したモデル事業の実施等の実証的な調査研究や、国民各層の声を幅広く聴くためのシンポジウムの開催等によって、養育費の支払確保に向けた調査・検討を進めるとともに、養育費制度を見直すための法改正を検討する。第三者から債務者の財産に関する情報を取得する手続を新設するなどした民事執行法の改正法が、令和2（2020）年4月に一部の規定を除き施行されたため、関係機関等への周知をする。さらに、改正法の附帯決議を踏まえ、公的機関による養育費の請求権の履行の確保に関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査を行う。また、資力の乏しい者でもこれ</p>	<p>2021 年度には、養育費の不払い解消に向けて、複数の自治体と協力して、自治体、弁護士会等による意見交換会、オンライン上での弁護士による法律相談や家庭裁判所による調停手続案内等を実施して、最適な施策のパッケージについて実証的な調査研究を行った（8,338 千円）。 2022 年度には、参加自治体を拡大し、支援策についても、上記施策に、ADR や ODR（オンライン ADR）の活用も加えて、実証的な調査研究を行った（10,661 千円）。</p>	<p>調査研究の成果が、今後の施策立案にも適切に反映されるようにすることが課題であるところ、2022 年度に実施した調査研究の結果については、こども家庭庁を始めとする関係府省庁に対し、2023 年 5 月の報告書の公表に合わせて、情報提供を行った。</p>	<p>調査研究の成果が、今後の施策立案にも適切に反映されるよう、関係府省と引き続き連携・協力を図っていく予定である。</p>

<p>らの手続を円滑に利用できるようにするため、法律相談援助や弁護士費用等の立替えを行う日本司法支援センター（法テラス）の民事法律扶助について、関係機関等への周知に努める。安全・安心な面会交流のための具体策を検討する。子供の最善の利益を図る観点から、父母が離婚した後の子の養育の在り方について、引き続き必要な検討を進める。</p>			
---	--	--	--

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

<成果目標>

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標(期限)
離婚届における「養育費分担取決めあり」のチェック割合	64.3% (2019年度)	63.1% (2021年度)	70% (2022年度)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に向けた課題	今後の対応方針
<p>養育費の取決め等を促進するため、動画やパンフレット等による効果的な周知・啓発を行う。養育費相談支援センターや地方自治体における養育費の相談支援について、多様な方法での提供や、身近な地域での伴走型の支援、専門的な相談を更に充実・強化するとともに、離婚前後親支援モデル事業を拡充し、弁護士等による支援を含めた離婚前からの親支援の充実や、関係部署の連携強化を含めた地方自治体の先駆的な取組への支援を実施する。また、実効性の高い法的支援・解決の在り方等について分析を行うための自治体と連携したモデル事業の実施等の実証的な調査研究や、国民各層の声を幅広く聴くためのシンポジウムの開催等によって、養育費の支払確保に向けた調査・検討を進めるとともに、養育費制度を見直すための法改正を検討する。第三者から債務者の財産に関する情報を取得する手続を新設するなどした民事執行法の改正法が、令和2(2020)年4月に一部の規定を除き施行されたため、関係機関等への周知をする。さらに、改正法の附帯決議を踏まえ、公的機関による養育費の請求権の履行の確保に関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査を行う。また、資力の乏しい者でもこれらの手続を円滑に利用できるようにする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法務省が作成した、養育費にかかるパンフレットについて、自治体の関係部署(戸籍、ひとり親支援及びこどもの貧困対策の各担当課)それぞれで活用し、連携を図るよう周知している。 ・さらに、法務省がホームページで公開している、離婚届に記載された養育費等についてのチェック欄の書き方を解説した動画のページにかかるリンクをこども家庭庁のホームページ上で掲載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度全国ひとり親世帯等調査において、養育費の取り決めをしている母子世帯は46.7%であり、養育費の取り決め率、チェック割合の向上のためには、離婚前の父母等に対し、養育費等の取り決めの重要性等についての理解を促す必要がある。 ・チェック割合の向上には、自治体の関係部署間における協力が不可欠であり、それらの協力を促していくためには、各部署を担当する関係省庁間での連携も、さらに強化する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・離婚前後親支援モデル事業において、離婚前の父母等を対象に、離婚がこどもに与える影響や養育費等の取り決めの重要性等に関する講習を実施し、その重要性を認識してもらうことで養育費の取り決め率の上昇を図る。 ・また、こども家庭庁及び法務省の連名で、改めて、都道府県及び市町村に対し、養育費の取決めを促進する取組への協力と戸籍担当課及びひとり親家庭支援担当部局の連携を図るよう依頼する文書を発出することを考えている。

<p>ため、法律相談援助や弁護士費用等の立替えを行う日本司法支援センター（法テラス）の民事法律扶助について、関係機関等への周知に努める。安全・安心な面会交流のための具体策を検討する。子供の最善の利益を図る観点から、父母が離婚した後の子の養育の在り方について、引き続き必要な検討を進める。</p>			
---	--	--	--

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

<成果目標>

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標(期限)
離婚届における「養育費分担取決めあり」のチェック割合	64.3% (2019年度)	63.1% (2021年度)	70% (2022年度)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に向けた課題	今後の対応方針
<p>養育費の取決め等を促進するため、動画やパンフレット等による効果的な周知・啓発を行う。養育費相談支援センターや地方自治体における養育費の相談支援について、多様な方法での提供や、身近な地域での伴走型の支援、専門的な相談を更に充実・強化するとともに、離婚前後親支援モデル事業を拡充し、弁護士等による支援を含めた離婚前からの親支援の充実や、関係部署の連携強化を含めた地方自治体の先駆的な取組への支援を実施する。また、実効性の高い法的支援・解決の在り方等について分析を行うための自治体と連携したモデル事業の実施等の実証的な調査研究や、国民各層の声を幅広く聴くためのシンポジウムの開催等によって、養育費の支払確保に向けた調査・検討を進めるとともに、養育費制度を見直すための法改正を検討する。第三者から債務者の財産に関する情報を取得する手続を新設するなどした民事執行法の改正法が、令和2(2020)年4月に一部の規定を除き施行されたため、関係機関等への周知をする。さらに、改正法の附帯決議を踏まえ、公的機関による養育費の請求権の履行の確保に関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査を行う。また、資力の乏しい者でもこれらの手続を円滑に利用できるようにする</p>	<p>①養育費の取決めを促進するため、毎年、養育費等の取決めに関して説明したパンフレットを作成し、市区町村の戸籍窓口等において、離婚届書の交付時に併せて交付されるよう周知している(2022年度4,628千円、2021年度3,280千円)。</p> <p>①また、上記パンフレットについて、内閣府及び法務省の連名で、自治体の関係部署(戸籍、ひとり親支援及びこどもの貧困対策の各担当課)それぞれで活用し、連携を図るよう依頼する文書を発出している(2023年3月10付け依頼)。</p> <p>①さらに、離婚届に記載された養育費等についてのチェック欄の書き方を解説した動画を作成し、ホームページ上で公開している(2021年度)。</p> <p>②2021年度には、養育費の不払い解消に向けて、複数の自治体と協力して、自治体、弁護士会等による意見交換会、オンライン上での弁護士による法律相談や家庭裁判所による調停手続案内等を実施して、最適な施策のパッケージについて実証的な調</p>	<p>①チェック割合の数値は、全国平均では60%前後で推移しており、全体としては、成果目標が達成できていない状況にある。他方で、目標を達成できているところもあり、養育費の取決めを促進するためのノウハウが全体で共有できていないことが課題である。</p> <p>①チェック割合の向上には、自治体の関係部署間における協力が不可欠であるところ、各部署を担当する関係省庁間での連携も、さらに強化する必要がある。</p> <p>②調査研究の成果が、今後の施策立案にも適切に反映されるようにすることが課題であるところ、2022年度に実施した調査研究の結果については、こども家庭庁を始めとする関係府省庁に対</p>	<p>①チェック割合の数値向上を図るため、養育費の取決めを促進するための具体的な取組状況について聞き取りを行った上で、よい取組を全国に周知するなどの必要な対策を講ずることを考えている。</p> <p>①また、こども家庭庁及び法務省の連名で、改めて、都道府県及び市町村に対し、養育費の取決めを促進する取組への協力と戸籍担当課及びひとり親家庭支援担当部局の連携を図るよう依頼する文書を発出することを考えている。</p> <p>②調査研究の成果が、今後の施策立案にも適切に反映されるよう、関係府省と引き続き連携・協力を図っていく予定である。</p>

<p>ため、法律相談援助や弁護士費用等の立替えを行う日本司法支援センター（法テラス）の民事法律扶助について、関係機関等への周知に努める。安全・安心な面会交流のための具体策を検討する。子供の最善の利益を図る観点から、父母が離婚した後の子の養育の在り方について、引き続き必要な検討を進める。</p>	<p>査研究を行った（8,338千円）。2022年度には、参加自治体を拡大し、支援策についても、上記施策に、ADRやODR（オンラインADR）の利活用も加えて、実証的な調査研究を行った（10,661千円）。</p> <p>③養育費の履行確保にも資するものとして、第三者から債務者の財産に関する情報を取得する手続を新設するなどした「民事執行法」（昭和54年法律第4号）の改正法による全ての手続が、2021年5月から利用可能となったため、関係機関等への周知を行った。</p> <p>④2020年度において、民事法等の研究者に委託して、「父母の離婚に伴う子の養育に係る各国の民事法制等に関する調査研究」として、7か国を対象に、各国の最新の民事法制や運用について調査研究を実施した。</p> <p>⑤父母の離婚後の子の養育の在り方等に関する家族法制の見直しについては、2021年2月に法務大臣から法制審議会への諮問がされ、同年3月から法制審議会家族法制部会における調査審議が行われている。</p>	<p>し、2023年5月の報告書の公表に合わせて、情報提供を行った。</p> <p>③ —</p> <p>④ —</p> <p>⑤2022年度末に実施した中間試案に対するパブリック・コメントの結果も踏まえて、法制審議会家族法制部会において調査審議中である。</p>	<p>③ —</p> <p>④ —</p> <p>⑤引き続き、同部会において、子の利益を確保する観点から、丁寧な議論が行われる予定である。</p>
---	--	--	---

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

<成果目標>

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標(期限)
フリーター数	男女計：138万人 男性：66万人 女性：72万人 (2019年)	男女計：132万人 男性：61万人 女性：71万人 (2022年)	男女計：114万人 (2025年)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に 向けた課題	今後の 対応方針
若者が充実した職業人生を歩んでいけるよう、就業等の実態を男女別等きめ細かく把握し、新規学校卒業者への支援、中途退学者や未就職卒業者への対応、フリーターを含む非正規雇用で働く若者への支援等を行う。	高校中退者等を対象に、高校やサポステ、ハローワーク等の地域資源を活用しながら社会的自立を目指し、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体の取組への支援を行っている。	文部科学省が行った自治体に対する意向調査では、高校中退者等への学習支援等が実施できていない理由として、予算や人員の確保が困難、対象者の捕捉など事業実施のためのノウハウがないといった課題があげられた一方、国の支援があれば高校中退者等への学習支援等の取組実施を検討したいと回答する自治体が250以上あった。以上のことから、国の後押しによる取組拡充の余地は大きく、引き続きの事業実施の必要性がある。	高校中退者等を対象に、地域資源を活用した学習相談及び学習支援を行う地方公共団体の取組の充実・横展開に向け、引き続き支援を実施する。

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

<成果目標>

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標(期限)
フリーター数	男女計：138万人 男性：66万人 女性：72万人 (2019年)	男女計：132万人 男性：61万人 女性：71万人 (2022年)	男女計：114万人 (2025年)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に 向けた課題	今後の 対応方針
<p>若者が充実した職業人生を歩んでいけるよう、就業等の実態を男女別等きめ細かく把握し、新規学校卒業者への支援、中途退学者や未就職卒業者への対応、フリーターを含む非正規雇用で働く若者への支援等を行う。</p>	<p>新規学卒者等については、大学等との連携の下、新卒応援ハローワーク(全国56か所に設置)等において就職支援ナビゲーター等によるきめ細かな就職支援を実施し、2022年度においては16.1万人が正社員就職している。</p> <p>フリーターについては、その正規雇用化を促進するため、わかものハローワーク(全国21か所に設置)等において就職支援ナビゲーター等による個別支援を実施し、2022年度においては10.4万人が正社員就職している。 (設置個所数は2023.4.1時点)</p>	<p>若年者雇用については、新規学卒者等の就職率の改善が進む一方で、就職を希望しながらも未就職のまま卒業したり(2023年3月大学卒業者のうち、2.7%が就職未決定のまま卒業)、最初の職場を早期に離職した結果、技能や知識の蓄積が不十分なまま、短期的な就業を繰り返す者も少なくない。</p> <p>不本意非正規雇用労働者割合は低下傾向にあるものの、25～34歳層(2022年平均15.6%)が全年齢平均(同10.3%)に比べて5%程度高くなっている。(総務省労働力調査(詳細集計))</p>	<p>新規学卒者等については、大学等との連携を強化するとともに、引き続き新卒応援ハローワーク等において就職支援ナビゲーター等によるきめ細かな就職支援を実施し、正社員就職者数の目標を達成できるよう適切に推進する。</p> <p>正社員として働くことを希望する若者については、引き続きわかものハローワーク等において安定就労に向けた支援や就職後の職場定着支援を実施し、正社員就職者数の目標を達成できるよう適切に推進する。</p>